

球磨村プロモーション動画制作業務委託基本仕様書

1 案件名

球磨村プロモーション動画制作業務委託

2 事業目的

令和2年7月豪雨災害から3年が経過し、災害の記憶を風化させず、後世に伝えていく必要がある。当時の状況や現在の復旧・復興状況をまとめるとともに、本村の魅力や特色を視覚的に感じることができるプロモーション動画を制作し、SNS等を通じて発信することにより、本村の認知度向上やウェブサイトへの誘導等を図り、本村への旅行動機等を喚起する。また、村内でも上映会を行うことで地域住民の郷土愛を育む。

本業務は、令和2年7月豪雨災害の被害だけでなく、「球磨村復興計画」に基づき行ってきた本村内の復旧・復興に向けたこれまでの取り組みやこれからの取り組み等をまとめた広報ツール（映像）を作成し、本村の姿をわかりやすく伝えることを目的とする。

3 業務概要

球磨村プロモーション動画制作に係る映像撮影・収集並びに編集及び記録

4 契約期間

契約締結の日から令和6年（2024年）2月29日（木）まで

5 履行場所

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地 外

6 業務内容

下記の業務について、末尾の仕様書別紙①「プロモーション動画制作業務スケジュール」のとおり行うものとする。ただし、詳細なスケジュールについては、契約締結後に委託者と協議の上決めるものとする。

（1）映像の撮影・収集等並びに編集及び記録

①構成案の作成

- ・「2 事業目的」に基づき、村と協議の上、構成案を作成すること。
- ・映像は10分程度のロングバージョンと2分程度のショートバージョンの2種類とし、構成は、初めて令和2年7月豪雨災害を知る人も理解しやすいよう災害の概要、被害・復旧状況を前提情報として盛り込みつつ、特に本村が『球磨村復興計画』に基づき行ってきた主な取り組みと、その結果として復興に向かう本村の姿をわかりやすく伝えられるよう、映像という広報媒体の特性も踏まえて工夫すること。
- ・なお、制作した映像は、数年間にわたる長期的な活用を想定していることから、長期の活用に耐えうるような内容・構成となるよう配慮すること。

②構成台本の作成及び素材の収集等

構成案に基づき、素材の収集（取材、調査、映像の収集・撮影）を行うとともに、構成台本案を作成し、内容について委託者の確認を経て、完成させる。素材の収集にあたっては、「7 広報ツールの制作に伴う素材の収集について」に留意すること。

③編集

構成台本を基に、ナレーションやBGM、テロップ等を使用し、取りまとめた記録映像の編集を行う。また、英語、中国語、韓国語、台湾語翻訳に対応すること。

なお、ナレーションにおいては、専門的な用語等はできるだけ使用せず、広く一般の方にわかりやすい内容にすること。やむを得ず専門的な用語を使用する場合は、解説を入れる等配慮すること。また、ナレーション字幕やテロップ等において、難読漢字にはふりがなをつけること。

④DVD等への記録

編集した映像を「9 成果品規格・仕様・納期等」のとおり、DVD等に記録し、納品する。

なお、本村が利用するSNS等（LINE、Twitter、Facebook、Instagram、youtube）へ単に掲載するだけの提案は認めない（ただし、本村が利用するSNS等に掲載するにあたって、より効果的な発信ができるよう、視聴・閲覧回数が増加するようなプロモーション手法等の提案や、成果物をアレンジするなどの技術的な提案は除く）。

7 広報ツール制作に係る素材の収集について

素材の収集にあたっては、本村の被災状況及び発災からこれまでの復旧・復興に向けた取り組みやそこに携わる村民等の活動、今後の復旧・復興に向けた取り組みや本村の魅力や特色をPRする映像・画像等を収集・撮影・取材すること。受託者は、取材先に対し、本業務の趣旨を十分に説明した上で、取材、撮影及び映像収集の許可を受けるとともに、収録許可を得るものとし、必要に応じ、保護者の同意も得ること。撮影の際は、撮影した映像内において特定の地域や個人が特定されることにより、成果物を公開する際に、問題が発生することのないよう、十分注意すること。肖像権等を侵害するおそれがある場合には、事前に被写体または所有者等に許可を得るか、個人等が特定されないよう映像処理を行うこと。

なお、下記の資料を含む、本村が所有する素材については、契約締結後、受託者と本村による構成案に係る協議の結果を踏まえ、本業務の履行に必要な範囲において、本村から提供可能な素材を提供する。

8 制作物の用途について

本業務で制作した制作物（映像）については、以下の用途を想定している。

- (1) 本村及び本村が認めた団体等が実施する、令和2年7月豪雨災害の広報、啓発、研修、教育を目的とする展示やイベント、行事、講演会、研修会、視察対応等での上映
- (2) 本村によるウェブサイトやSNS等への掲載
- (3) 村内施設や村外観光関係団体等ホームページへの掲載

9 成果品規格・仕様・納期等

(1) 映像（マスターデータ）

ア 媒体：DVD

盤面にタイトル等を記載すること。

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、ウェブサイトにもそのまま掲載可能な形式で収録すること。）

ウ 部数：1セット

※各言語版（日、英、中、韓、台）の映像を記録したものを1セットとする。

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。

オ 納品期限：令和6年（2024年）1月31日（水）

(2) 映像（複製版 ※コピーガードなし）

ア 媒体：DVD

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、コピーガードは施さない）

ウ 部数：1セット

※各言語版（日、英、中、韓、台）の映像を記録したものを1セットとする。

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること

オ 納品期限：令和6年（2024年）1月31日（水）

(3) 映像（複製版 ※コピーガードあり）

ア 媒体：DVD

1枚の媒体に各言語版（日、英、中、韓、台）の映像を記録し、盤面にタイトル等を記載すること。また、メニュー画面で各言語版（日、英、中、韓、台）の映像を選択できるようにすること。

イ 形式：ファイル形式は別途相談（ただし、無断複製を防止するための処理がなされていること。）

ウ 部数：計20セット

※各言語版（日、英、中、韓、台）の映像を記録したものを1セットとする。

エ ケース：簡易的なプラケースを使用すること。ジャケットについても、デザイン・作成すること。

オ 納品期限：令和6年（2024年）1月31日（水）

(4) その他制作資料

シナリオや概要書、編集前の映像素材、収集した写真素材、作成した図表、イラスト素材、ナレーション原稿等一式（DVDで納品）

※ファイル形式や必要な素材等の詳細については、別途相談。

ア 納品期限：令和6年（2024年）1月31日（水）

10 著作権及び秘密保持に係る留意事項

(1) 作成に当たり、受託者または第三者が権利を有している素材を用いる場合は、成果物の

二次利用を含め、下記が可能となるよう、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む著作権処理等を行うこと。

(ア) 無償かつ無期限に、「8 制作物の用途について」に記載する用途の範囲内で、本村の判断により、自由に上映・貸出等ができること。

(イ) 本村によるウェブサイトや SNS 等への掲載を可能とすること。

(2) 受託者は本業務にて知りえた情報等については、村の許可無く他の事業等に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。本業務の履行に当たる受託者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について受託者はその責を免れない。

1 1 提出書類

(1) 業務着手時に以下の関係書類を提出し、本村の承認を得ること。

- ・着手届
- ・業務工程表
- ・その他、本村が必要と認めるもの。

(2) 業務完了時に以下の関係書類を提出し、完了検査を受けること。

- ・完了届
- ・納品書
- ・成果品
- ・その他、本村が必要と認めるもの。

1 2 その他

(1) 業務を統括する業務責任者を置き、村と随時連絡がとれる体制とすること。また、撮影カメラマン、映像編集者、ナレーター、デザイナー、イラストレーターなど必要な人材を確保すること。

(2) 映像は、その内容が十分理解できかつ画質が鮮明なものを使用すること。また、DVD は、高品質かつ保存に適した高耐久のものを使用すること。

(3) 収録・掲載する映像・写真について、村が変更を指示した場合、受託者は映像・写真を再撮影するなどの対策を講じること。

(4) 作業各工程において、作成中データの PDF ファイル等の確認・修正を、電子メール等を利用して行うことがある。

(5) 制作物については、ユニバーサルデザイン、カラーバリアフリーに十分に配慮すること。

(6) 受託者は、本業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に明記のない事項が生じた場合や、疑義が生じた場合は、速やかに村と協議を行うこと。

(7) 本業務の遂行に際しては、審査会で選定された企画提案書を基に、内容・実施手法等について、修正・調整等を行う場合がある。

(8) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守するものとする。